

「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」

令和7年5月29日

国土交通省 海上保安庁

1. 評価の概要

- 1-1. 評価の目的、必要性
- 1-2. 対象政策
- 1-3. 評価の視点
- 1-4. 評価手法
- 1-5. 第三者の知見の活用

2. 諸外国への海上保安能力向上支援の概要

- 2-1. 諸外国への海上保安能力向上支援の全体像
- 2-2. 諸外国への海上保安能力向上支援の概要
- 2-3. 諸外国への海上保安能力向上支援の位置づけ
 - 2-3-1. 国家安全保障戦略、海上保安能力強化に関する方針
 - 2-3-2. 海洋基本計画
- 2-4. 諸外国への海上保安能力向上支援の関係組織と役割

3. 諸外国への海上保安能力向上支援の取組状況

3-1. 海上保安職員の派遣

3-1-1 . 海上保安庁MCT

3-1-2 . JICA長期専門家

3-2. 国内研修

3-2-1 . JICA課題別研修

3-2-2 . 海上保安政策プログラム

3-2-3 . 海上保安政策プログラムの研修実績

3-2-4 . 海上保安政策プログラムの研修内容

3-2-5 . 海上保安政策プログラムの関係予算

4. 海上保安政策プログラムの評価

4-1. 評価対象と評価方法

4-1-1 . 評価対象と評価方法

4-1-2 . 評価視点

4-2. 海上保安政策プログラムに関するアンケート・ヒアリング調査結果

4-3. 評価結果

5. 今後の方向性

5-1. 海上保安政策プログラムの今後の方向性

1. 評価の概要

1-1. 評価の目的、必要性

○海上保安庁では、関係機関と連携して東南アジアをはじめとした諸外国に対して、以下の取組を実施

- ・ 当庁が有する知識技能を訓練や研修等を通じて現場職員に伝える **技術指導**
- ・ 諸外国の海上保安政策の立案・実践を行う **人材育成**に関する取組である
「海上保安政策プログラム(MSP※)」

※ MSP: Maritime Safety and Security Policy Program)

○特に、「海上保安政策プログラム」は、当庁が実施している諸外国への能力向上支援の中でも、将来各国の組織の中核で政策の立案と実施を担う職員に対して、修士号を取得させる人材育成を行うものであり、当庁が実施する「諸外国への海上保安能力向上支援」の政策目的との関連性が高く、重要な位置付けとなっている。

○「海上保安政策プログラム」開講以来、「研修生に対する修了後アンケート調査」を実施しているが、本年は開講10周年を迎えることから、この機会を捉え、「対象国の海上保安能力向上のための人材育成」、「海洋の安全確保に向けた各国連携協力・認識共有」への効果と今後の方向性について検証することを目的とする。

1. 評価の概要

1-2. 対象政策

海上保安庁が実施する諸外国への海上保安能力向上支援のうち、「海上保安政策プログラム」を評価対象とする。

1-3. 評価の視点

以下の視点で評価を行う。

- ・「海上保安政策プログラム」が対象国の海上保安能力向上のための人材育成にどのような効果があったか
- ・「海上保安政策プログラム」を通じて、海洋の安全確保に向けた各国との連携協力や認識共有は図られたか

1-4. 評価手法

「海上保安政策プログラム」の研修生（9名）・修了生（69名）、研修生拠出組織（11か国16組織）、受入機関（海上保安大学校、政策研究大学院大学、国際協力機構）の3者に区分してアンケート調査（必要に応じてヒアリング調査）を実施し、これまでの取組の効果や課題を分析して評価を行う。

1. 評価の概要

1-5. 第三者の知見の活用

○本政策レビューの実施に当たっては、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」より助言をいただく。

【国土交通省政策評価会委員】

加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科 教授(座長)
大串 葉子	同志社大学大学院 ビジネス研究科 教授
鎌田 裕美	一橋大学経営管理研究科 教授
佐藤 主光	一橋大学経済学研究科 教授
白山 真一	宇都宮大学データサイエンス経営学部 教授 (併任)データサイエンスセンター長、公認会計士、中小企業診断士
鈴木 美緒	東海大学建築都市学部 准教授
平田 輝満	茨城大学学術研究院応用理工学野都市システム工学領域 教授
松田千恵子	東京都立大学 経済経営学部 教授

2. 諸外国への海上保安能力向上支援の概要

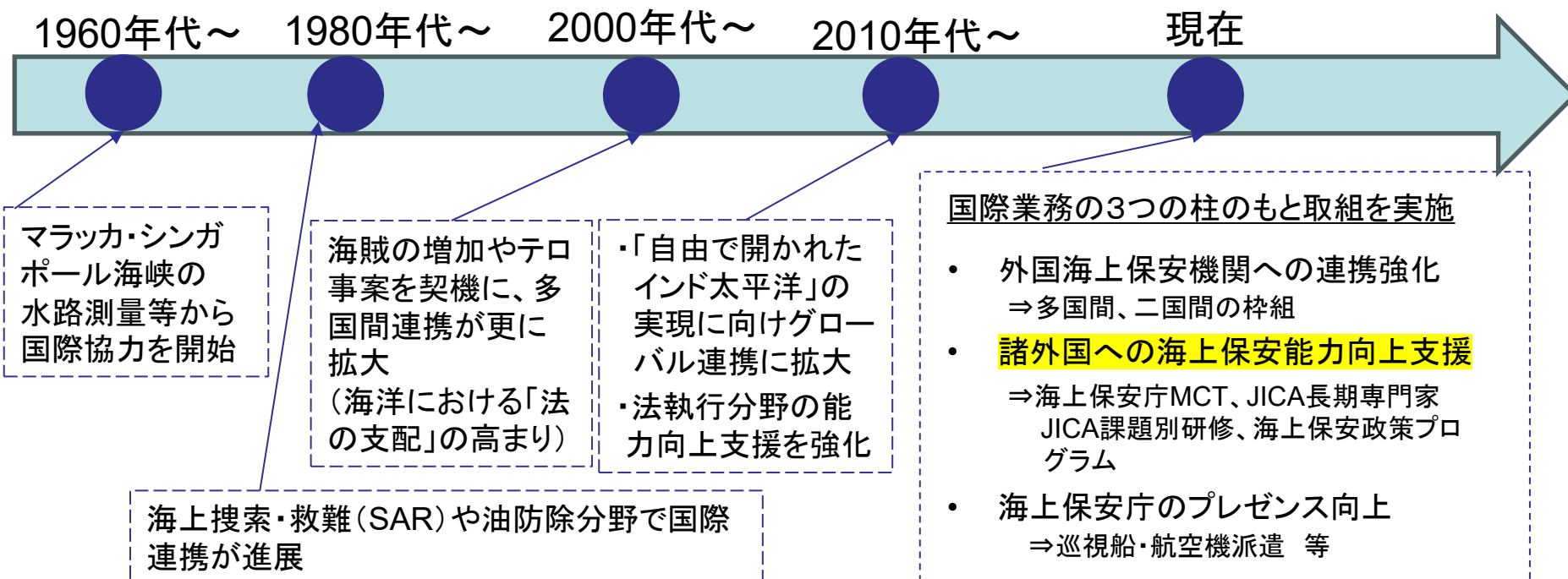
2-1. 諸外国への海上保安能力向上支援の全体像

【背景】

- ・ 四方を海に囲まれ、世界有数の海洋国家である我が国にとって、海でつながる諸外国と連携・協力を図り、海で発生する様々な問題を円滑に解決することは非常に重要
- ・ また、主要な物資やエネルギーの輸出入のほとんどを海上輸送に依存する我が国にとって、海上輸送の確保についても、安定した経済活動を支える上で極めて重要
- ・ 海上保安庁では、1960年代から国際協力・連携を開始

【位置づけ】

海上保安庁では、「自由で開かれたインド太平洋(Free and Open Indo-Pacific: FOIP)」の実現に向けて、3つの柱のもと取組を進めており、諸外国への海上保安能力向上支援は、その柱の1つである。



2. 諸外国への海上保安能力向上支援の概要

2-2. 諸外国への海上保安能力向上支援の概要

- ◆ 海上保安庁では、制圧、鑑識、搜索救難、潜水技術、油防除、海上交通安全等多岐にわたる分野にて海上保安能力支援を実施
- ◆ 各分野の専門知識や高度な技術を有する海上保安官を各国に派遣し支援するほか、各国の海上保安機関の職員を日本に招聘した研修も実施

現地に海上保安職員を派遣する枠組み



海上保安庁MCT
(海上保安能力向上支援の専従部門)



JICA長期専門家
(マレーシア等への派遣)



海上保安庁の主な能力向上支援の実績(平成28年～)

各国の海上保安機関の職員を日本国内に招聘し研修を実施する枠組み



JICA課題別研修
(海上犯罪取締り、救難・環境防災等)



海上保安政策プログラム
(海上保安政策に関する修士課程の教育)

色分け内訳

幹部職員向け研修

現場職員向け研修

※MCT: Mobile Cooperation Team

2. 諸外国への海上保安能力向上支援の概要

2-3. 諸外国への海上保安能力向上支援の位置づけ

2-3-1. 国家安全保障戦略、海上保安能力強化に関する方針

政府方針

国家安全保障戦略(平成25年12月閣議決定)※該当箇所抜粋

- ◆ 特にペルシャ湾及びホルムズ海峡、航海及びアデン湾からインド洋、マラッカ海峡、南シナ海峡を経て我が国近海に至るシーレーンは、資源・エネルギーの多くを中東地域からの海上輸送に依存している我が国にとって重要であることから、これらのシーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化する。



国家安全保障戦略(令和4年12月閣議決定)※該当箇所抜粋

- ◆ 我が国の安全保障において、海上法執行機関である海上保安庁が担う役割は不可欠である。尖閣諸島周辺を含む我が国領域の警備を万全にし、複数の重大事案発生時にも有効に対応していくため、我が国の海上保安能力を大幅に強化し、体制を拡充する。具体的には、新たな海上保安能力強化に関する方針に基づき、海上保安庁によるアセットの増強や新たな技術の導入、十分な運航費の確保や老朽船の更新、海上保安庁の職員の確保・育成等を速やかに図る。
(中略) さらに、米国、東南アジア諸国等の海上法執行機関との国際的な連携・協力も強化する。

海上保安能力強化に関する方針(令和4年12月海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定)※該当箇所抜粋

- ◆ 海上保安能力の基本的な考え方
今般、新たな国家安全保障戦略等を踏まえ、巡視船・航空機等の整備といったハード面での取組に加え、新技術の積極的な活用や、警察、防衛省・自衛隊、外国海上保安機関等の国内外の関係機関との連携・協力の強化といったソフト面の取組も推進することにより、海上保安能力、すなわち、厳しさを増す我が国周辺海域の情勢等に対応するための海上保安業務の遂行に必要な能力を強化するものとする。
- ◆ 強化すべき6つの能力
4. 戦略的な国内外の関係機関との連携・支援協力
また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法とルールの支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との間で共有するとともに、外国海上保安機関等との連携・協力や諸外国への海上保安能力向上支援を一層推進する。

外国海上保安機関と戦略的な連携強化・能力向上支援の推進が宣言されている。

2. 諸外国への海上保安能力向上支援の概要

2-3. 諸外国への海上保安能力向上支援の位置づけ

2-3-2. 海洋基本計画

第3期 海洋基本計画(平成30年5月閣議決定)※該当箇所抜粋

- ◆ 海洋分野には、長年にわたって多くの国が議論と実践を積み重ねてきた、国連海洋法条約を中心とした国際ルールが存在する。我が国は、これらのルールを尊重し、そこに規定された海洋における権利を享受するとともに、「法の支配」に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化するための連携や協力をシーレーン沿岸国を始め各国とともに進め、また、このような秩序が国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であるとの国際的な認識を形成・定着させていくために主導的な役割を果たしていく。
- ◆ アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流促進により、海洋の安全確保に向けた各国の連携・協力、認識共有を図ることを目的とした「海上保安政策課程」を通じ、アジア諸国の海上保安機関職員的能力向上支援を行っていく。

第4期 海洋基本計画(令和5年4月閣議決定)※該当箇所抜粋

- ◆ シーレーン沿岸国等との連携強化を通じ、シーレーン沿岸における安全保障環境の改善に取り組み、シーレーンの安定的利用を確保する。(中略) また、東ASEAN成長地域に対する取組、海上保安政策プログラムや海上保安庁モバイルコーポレーションチームによる活動等具体的な国際協力を継続し、太平洋島嶼しょ国を含めインド太平洋地域における面的支援を推進する。
- ◆ インド太平洋海域の海洋安全保障における我が国のリーダーシップを発揮し、対話を促進するため、海洋分野においても、ODAを戦略的に活用する。具体的には、諸外国(特にインド太平洋諸国)への海洋に関わる課題解決の支援について、海上法執行、搜索救助、MDA等能力の構築に向けた巡視船を含む機材供与や、海上保安政策プログラム(MSP)の拡充を含む人材育成・交流等の取組を引き続き戦略的に進めていく。
- ◆ アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流促進により、海洋の安全確保に向けた各国の連携・協力、認識共有を図ることを目的とした「海上保安政策プログラム」を通じ、アジア諸国の海上保安機関職員的能力向上支援を行っていく。

2. 諸外国への海上保安能力向上支援の概要

2-4. 諸外国への海上保安能力向上支援の関係組織と役割

海上保安庁では、JICAや日本財団及び笹川平和財団の枠組みを通じて、海上保安官職員の諸外国への派遣、また諸外国の海上保安機関職員を日本に招聘する研修の実施を行っている。



海上保安官職員の派遣

海上保安庁
(海上保安大学校含む)

国内研修

能力向上支援業務の連携

各団体



独立行政法人
国際協力機構



日本財団



笹川平和財団



政策研究大学院大学

各種支援・
研修策定実施



海上保安庁MCT
(海上保安能力向上支援の専従部門)



JICA長期専門家
(マレーシア等への派遣)



JICA課題別研修
(海上犯罪取締り、救難・環境防災等)



海上保安政策プログラム
(海上保安政策に関する修士課程の教育)

色分け内訳

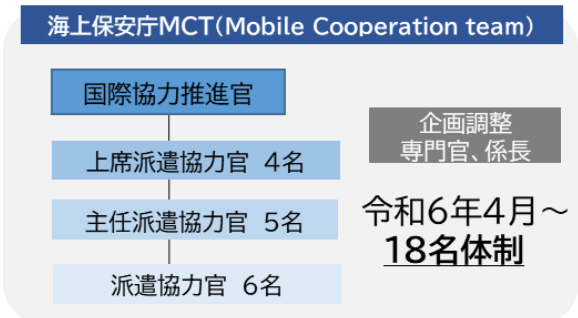
幹部職員向け研修

現場職員向け研修

3-1. 海上保安職員の派遣

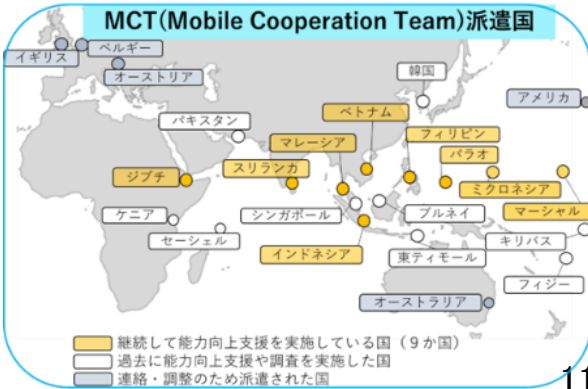
3-1-1. 海上保安庁MCT※

- 近年のアジア諸国における海上保安機関の相次ぐ設立に伴う技術指導等の支援要請の高まりを受け、平成29年10月に発足させた外国海上保安機関の能力向上支援の専従部門。
※MCT：モバイルコーポレーションチーム
- MCTは、被支援国の海上保安機関との意見交換を通じ、技術指導の進捗状況を常時把握して指導を行うことで、より一貫性・継続性をもった能力向上支援を実施。
- MCT隊員の中には、高度な知識や技能を有する特殊救難隊、機動防除隊などの出身者が配置されており、質の高い実践的な研修・訓練を提供。



派遣実績(MCT発足以降)

	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
派遣国数	6ヶ国	9ヶ国	14ヶ国	なし	2ヶ国	11ヶ国	11ヶ国	14ヶ国
派遣回数 (延べ数)	7回	9回	14回	0回	3回	27回	24回	27回



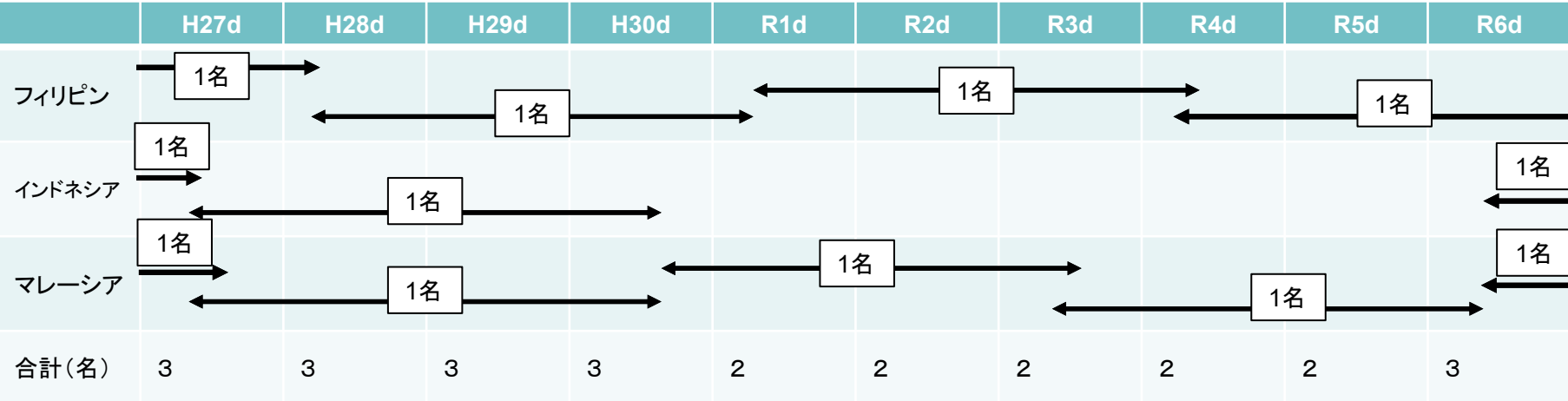
3-1. 海上保安職員の派遣

3-1-2. JICA長期専門家

- JICAが派遣する専門家のうち、派遣期間が1年以上の者を長期派遣専門家といい、現在海上保安庁からはフィリピン、インドネシア、マレーシアの3か国に派遣。
- 海上保安庁は、フィリピン沿岸警備隊（PCG）に対して、平成10年から海上保安行政全般に関するアドバイザーとして、長期専門家を派遣。
- また、インドネシア海上保安機構（BAKAMLA）への長期専門家の派遣のほか、マレーシアに対してはマレーシア海上法令執行庁（MMEA）設立前の平成17年から現地に長期専門家を派遣しており、人材育成や海上法執行能力強化等を目的とした活動を実施。



派遣実績(過去10年)



3-2. 国内研修

3-2-1. JICA課題別研修

JICA課題別研修は、日本側が研修内容を企画・計画し、開発途上国に提案する研修であり、日本が有する知識や経験を通じて途上国が抱える課題解決に資するよう、国内の多くの関係団体と連携しつつ実施。



海上犯罪取締りコース



救難・環境防災コース



海図作製技術コース



海上交通安全
（国際認定VTS管制官コース）

研修実績（海保関係）（過去10年）

	H27d	H28d	H29d	H30d	R1d	R2d	R3d	R4d	R5d	R6d
海上犯罪取締りコース	11か国 17名	11か国 12名	12か国 21名	13か国 15名	16か国 19名	12か国 13名	14か国 20名	15か国 18名	12か国 17名	17か国 21名
救難・環境防災コース	7か国 17名	7か国 19名	8か国 17名	5か国 9名	10か国 14名	7か国 12名	11か国 21名	13か国 17名	12か国 17名	17か国 21名
海図作製技術コース	8か国 10名	4か国 7名	5か国 10名	4か国 6名	3か国 6名	なし	なし	7か国 12名	5か国 7名	7か国 9名
海上交通安全 （国際認定VTS管制官コース）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7か国 9名 （初実施）

3-2. 国内研修

3-2-2. 海上保安政策プログラム

- ◆ 2010年代に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けグローバル連携を拡大し、法執行分野の能力向上支援を強化した。

これまでの技術支援に加えて、アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流を促進し、海洋の安全確保に向けた各国の連携協力、認識共有を図ることや、諸外国の海上保安機関の中枢で、政策の立案と実施を担う高度な人材育成を行うために、海上保安政策プログラムを平成27年10月に開講した。

- ◆ アジア諸国等の海上保安職員を受け入れて海上保安政策に関する修士課程の教育を行うものであり、海上で発生し得る種々の課題に対して適時・的確に対処でき、海上保安政策の立案・実践を行う人材を育成する。
- ◆ 令和7年5月現在、研修生(9名)、修了生(69名)、研修生拠出組織(11か国16組織)



令和6年9月12日
岸田総理(当時)表敬(第9期生修了)

3-2. 国内研修

3-2-3. 海上保安政策プログラムの研修実績

年	期	バングラ デシュ	インド	インド ネシア	日本	マレーシア	モルディブ	フィリピン	スリランカ	タイ	ベトナム	パラオ	各期 人数	女性	
2015	1			2	2	2		2			2		10		
2016	2			1	1	2		2					6	1	フィリピン
2017	3				2	3		1	1				7	1	日本
2018	4		1		2	2		1	2		1		9		
2019	5		1		2	1		1	2	1			8	1	フィリピン
2020	6				2			2	2	1			7	2	日本 フィリピン
2021	7	2			1				2				5		
2022	8		1	1	2		1	1	1				7	2	フィリピン インドネシア
2023	9	1		2	2	1		2	2				10	4	フィリピン インドネシア
修了生 合計		3	3	6	16	11	1	12	12	2	3	0	69	11	

2024年10月入学

2024	10	1	1	1	2		1	1	1			1	9	1	インドネシア
------	----	---	---	---	---	--	---	---	---	--	--	---	---	---	--------

研修生拠出機関(11か国16組織)



- ①バングラデシュ(沿岸警備隊)
- ②インド(沿岸警備隊)
- ③インドネシア(海上保安機構、国家捜索救助庁、海運総局警備救難局)
- ④マレーシア(海上法令執行庁、海事局)
- ⑤モルディブ(沿岸警備隊)



- ⑥フィリピン(沿岸警備隊、海事産業庁)
- ⑦スリランカ(沿岸警備隊)
- ⑧タイ(海上法令執行調整センター)
- ⑨ベトナム(海上警察)
- ⑩パラオ(司法省海上警備・魚類野生生物保護部)

3-2. 国内研修

3-2-4. 海上保安政策プログラムの研修内容

○前期日程(10月～3月)

政策研究大学院大学(GRIPS)

政策研究大学院大学 (東京)



○後期日程(4月～9月)

海上保安大学校等



海上保安政策プログラムにおいて、海上保安庁とアジア地域等の海上保安機関から派遣された幹部職員は、政策研究大学院大学と海上保安大学校の2か所のキャンパスにおける1年間の就学期間を通じ、国際法、国際関係論、安全保障論等アカデミックな内容の講義に加え、救難防災政策、海上警察政策等の海上実務と融合した実践的対処方法に関する演習を履修する。本研修を通して、以下を有する人材を育成する。

- ①高度の実務的・応用的知識
- ②国際法・国際関係についての知識・事例研究
- ③分析・提案能力
- ④国際コミュニケーション能力

※①～④につき、修士論文に相当する「リサーチペーパー」執筆に重点を置いて評価

3-2. 国内研修

3-2-5. 海上保安政策プログラムの関連予算

海上保安政策プログラムに係る海上保安庁の関連予算		
令和7年度	38,052 (千円)	・海上保安政策プログラム(講演等謝金) ・募集活動旅費 ・海上保安政策プログラム(会議等出席旅費) ・MSP教官養成にかかる経費 ・アジア海上保安実務者招聘事業等旅費 ・学費等経費 ・情報交換機器の整備 等 ・研究体制整備費 ・交際費(記念品購入費) 等
令和6年度	35,680 (千円)	
令和5年度	33,559 (千円)	

※海上保安大学校の人件費・運営費を除く

4. 海上保安政策プログラムの評価

4-1. 評価対象と評価方法

4-1-1. 評価対象と評価方法

評価対象

「海上保安政策プログラムは、当庁が実施している諸外国への能力向上支援の中でも、将来各国の組織の中核で政策の立案と実施を担う職員に対して、修士号を取得させる人材育成を行うものであり、当庁が実施する「諸外国への海上保安能力向上支援」の政策目的との関連性が高く、重要な位置付けとなっている。本年は開講10周年を迎えることから、この機会を捉え、「対象国の海上保安能力向上のための人材育成」、「海洋の安全確保に向けた各国連携協力・認識共有」への効果と今後の方向性について検証することを目的とする。

評価方法

「海上保安政策プログラム」の研修生(9名)・修了生(69名)、研修生拠出機関(11か国16組織)、受入機関(海上保安大学校、政策研究大学院大学(GRIPS)、国際協力機構(JICA))の3者に区分してアンケート調査(必要に応じてヒアリング調査)を実施し、これまでの取組みの効果や課題を分析して評価を行う。

※アンケート項目は担当委員と後日相談予定

4. 海上保安政策プログラムの評価

4-1. 評価対象と評価方法

4-1-2. 評価視点

評価の視点

- ・「海上保安政策プログラム」が対象国の海上保安能力向上のための人材育成にどのような効果があったか
- ・「海上保安政策プログラム」を通じて、海洋の安全確保に向けた各国との連携協力や認識共有は図られたか

定量・定性評価

以下の4点を基準としてアンケート・ヒアリング調査を実施する。

1. プログラムの目的達成度
2. 能力向上と実践への貢献
3. プログラム運営の効率性と満足度
4. 改善点や将来のニーズ

4. 海上保安政策プログラムの評価

4-2. 海上保安政策プログラムに関するアンケート・ヒアリング調査結果

アンケート調査結果を踏まえた評価を記載予定

4-3. 評価結果

アンケート調査結果を踏まえた評価を記載予定

5. 今後の方向性

5-1. 海上保安政策プログラムの今後の方向性

今後の方向性を記載予定